

Q10 共同研究での支障について教えてください

A10

原始法人帰属を定めた規程がない場合、会社は、特許を受ける権利を自社の従業員(発明者)から譲り受ける際には、共同研究会社の従業員(共同発明者)の同意も得なければなりません。

また、共同研究の途中で新たな従業員が共同研究に参加する等の異動が発生した場合は、再度、同意を取り直す必要があり、権利の承継に係る手続きがより複雑化してしまいます。

共同研究の必要性が高まる中、上記のような手続きを行うことは、企業のスピーディーな知財戦略遂行を阻害する一つの要因となります。

法人帰属を定めた規程がない場合

特許を受ける権利の譲渡手続きが複雑

